（別紙4）

# 松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託
# プレゼンテーション実施要領

1 趣旨

提案内容の説明を直接受けることで、提案書の理解を深め、審査の精度を高めることを目的とする。

2 実施内容

提案書に記載している実現方法等について、具体的な説明を行う。

3 実施日程

⑴ 日付

令和8年5月22日（金）

⑵ 時間

8時30分から17時15分までの間で、提案説明40分（事前準備含む）、質疑応答15分の合計55分とする。

⑶ 会場

松本広域連合事務局 第1委員会室

（長野県松本市波田4417－1 松本市役所波田支所5階）

⑷ 機材等

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備したものを使用すること。

イ 資料の操作に用いるPCは持参すること。なおHDMI端子に対応したものとすること。

⑸ その他

ア 詳細の日程は、事務局が指定して個別に連絡する。

イ 原則として指定された日時に実施するものとするが、変更可能な場合があるので、必要な場合は問い合わせること。

4 注意事項

⑴ プレゼンテーションに参加できる人数は3名程度とし、実際にプロジェクトに参加予定の者のみとする。

⑵ 説明は、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外のものが行って差し支えない。

附 則

⑴ この要領は、令和8年4月10日から施行する。

⑵ この要領は、当該業務委託契約が締結された日をもって効力を失う。